

土浦市告示第 2 5 3 号

土浦市保育所等紙おむつサブスクリプション利用料助成金交付要項

(趣旨)

第 1 条 この告示は、保育所等における紙おむつサブスクリプションの利用の促進を図り、もって利用者の紙おむつ持参の負担及び保育所等の保育士のおむつ管理の負担を軽減するため、予算の範囲内において助成金を交付することに関し、土浦市補助金等交付規則（平成 1 3 年土浦市規則第 3 6 号。第 7 条において「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所等 土浦市内に所在する、児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 3 5 条第 4 項の規定により認可を得た同法第 3 9 条第 1 項に規定する保育所、同法第 3 4 条の 1 5 第 2 項の規定により認可を得た同法第 6 条の 3 第 1 0 項に規定する小規模保育事業を行う事業所及び同条第 1 2 項に規定する事業所内保育事業を行う事業所、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（令和 6 年 3 月 2 9 日付けこ成保第 2 1 8 号こども家庭庁成育局長通知）に基づき茨城県が認可外保育施設指導監督基準を全て満たす施設に対して交付する証明書の交付を受けている施設並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 1 8 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園をいう。
- (2) 紙おむつサブスクリプション 定額の月額利用料金を事業者を支払うことにより、契約期間中に紙おむつを含む物品の提供を受けることをいう。
- (3) 利用者 保育所等に通う児童の保護者であって、保育所等における紙おむつサブスクリプションを利用するものをいう。
- (4) 事業者 保育所等における紙おむつサブスクリプションのサービス提供事業者をいう。
- (5) 利用料金 利用者が紙おむつサブスクリプションを利用する際に支払う月額利用料金（消費税及び地方消費税を含む。）をいう。

(助成対象者等)

第3条 助成の対象となる者(次条から第5条までにおいて「助成対象者」という。)は、助成を受けようとする利用料金の対象月において1日以上市内に住所を有する利用者とする。

2 助成の対象となる経費は、利用料金とする。

3 助成金の額は、利用料金に2分の1を乗じて得た額とし、紙おむつサブスクリプションを利用する児童1人につき月額1,200円を限度とする。この場合において、算出した助成金の額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(事務等の委任)

第4条 助成対象者は、助成金の申請、請求及び受領について、紙おむつサブスクリプションの利用契約を締結した事業者に委任するものとする。

2 事業者は、前項の委任により、市に対して助成金の申請、請求及び受領に係る一切の事務を行うものとする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする事業者(以下「申請者」という。)は、土浦市保育所等紙おむつサブスクリプション利用料助成金交付申請書兼請求書(様式第1号。以下「申請書兼請求書」という。)に次に掲げる書類を添えて、別に定める日までに市長に申請しなければならない。

(1) 申請者が提供する紙おむつサブスクリプションについて、助成対象者の住所、氏名、利用児童の氏名及び助成対象者から収受した利用料金の実績が月ごとに確認できるもの

(2) 前条第1項の規定による委任の事実が確認できるもの

(3) 振込先口座が確認できるもの

2 申請者は、申請書兼請求書を月単位で作成し、市長に提出しなければならない。この場合において、複数月分をまとめて申請書兼請求書に記載することも差し支えないものとする。

3 申請者は、利用料金から第3条第3項に定める額を控除した額を助成対象者に対して請求するものとする。

(交付の決定及び額の確定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、助成金を交付することを決定し、及び助成金の額を確定したときは、土浦市保育所等紙おむつサブスクリプション利用料助成金交付決定兼助成金額確定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による通知をしたときは、速やかに助成金を交付するものとする。

3 市長は、第1項の規定による審査の結果、助成金を交付しないことを決定したときは、土浦市保育所等紙おむつサブスクリプション利用料助成金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第7条 第5条第1項各号に掲げる書類の提出をもって、規則第12条第1項の実績報告書の提出があったものとみなす。

（交付の条件）

第8条 市長は、必要があると認めるときは、助成金の交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

（補則）

第9条 この告示に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付則

この告示は、令和8年5月1日から施行する。